

開催日：令和 7 年 12 月 8 日

会議名：令和 7 年総務常任委員会（第 1 日 12 月 8 日）

○井上弘美 まず、財政課に財政調整基金積立金について。

補正額 53 億 5,102 万 2,000 円についてですが、歳入においても財政調整基金繰入金が 9 億 6,264 万 4,000 円となっています。いわゆる両建てですが、こういった処理をされた経過についてご説明をお願いいたします。

○財政課長（森山祐介） 財政調整基金積立金の補正額につきましては、クリーンランド負担金の減額補正分 3 億 6,348 万 7,000 円、前年度繰越金 49 億 3,007 万 8,000 円、定期預金の金利上昇に伴う利子収入の増加見込額 5,745 万 7,000 円の合計額で、積み立てることを明確化したものでございます。

なお、前年度繰越金につきましては、財政調整基金の見える化を図る観点から、今年度より令和 6 年度決算の実質収支である前年度繰越金全額を財政調整基金に積み立てることとしたものでございます。

一方で、財政調整基金繰入金につきましては、今申し上げました財政調整基金積立金を含む令和 7 年度豊中市一般会計補正予算第 7 号で行う事業に必要な一般財源を賄うために繰入れするものでございます。

○井上弘美 これまで行われていた補正に前年度の繰越金を充てるというやり方は透明性に欠けるということで、今年度から繰越金は一旦全額財政調整基金に積み立てて、必要があればそこから取り崩す、そういったルールづくりをされたということ、財政調整基金はホームページやデジタル予算書で公開されていますから、市民に対しても見える化が図られたと思います。

では、今回の補正後の基金残高とその適正さについて見解をお聞かせください。

○財政課長（森山祐介） 補正後の財政調整基金残高は 116 億 2,156 万 3,000 円でございます。

残高の適正さにつきましては、中期財政計画におきまして、「災害等に備えるため、50 億円の水準は確保する。」「必要に応じ活用するが、可能な限りの上積みをめざす。」としておりますことから、適正なものと考えております。

○井上弘美 基金の過度な積み上げについては各所で議論があるところですが、本市の財政規模や過去に財政調整基金残高が極めて小さくなったなどの経緯を鑑みますと、「必要に応じ活用するが、可能な限りの上積みをめざす。」という方針は、現状得心するところです。見えにくかった繰越金も確定した時点で財政調整基金に繰り入れ

られるということで、今後は金利上昇の局面でもありますから、運用など、積極的かつ適正に行い、市民の利益を図っていただきたいと思います。

この質疑は以上です。

次は、債権管理課に債権回収における預貯金照会業務についてお尋ねいたします。

今年度からスタートしたＤＸ化で、来年度の契約準備行為のために、債務負担行為補正 417 万 2,000 円を計上されています。改めて、システム導入前後の照会の手順の違いを教えてください。

○債権管理課長（武市彰史） 電子照会システム導入前は、銀行など金融機関ごとに紙で照会文書を作成し、返信用封筒や切手などを同封して郵送により照会を行い、回答結果については、職員がデータ化し、管理してきました。電子照会システム導入後は、各金融機関統一書式でのデータ送信により照会を行い、回答結果についてもシステム上で管理できるようになっております。

○井上弘美 預貯金照会業務のＤＸ化は、国が推進しており、導入自治体が増えています。この国の方針は、金融機関側の業務の煩雑さの訴えが要因の一つと聞かれています。では、本市において具体的に効率がよくなった点を教えてください。

○債権管理課長（武市彰史） これまでは、金融機関ごとに照会リストを作成する必要があるだけでなく、照会書類の印刷や保存管理、照会結果のデータ化などに多くの時間を要していました。また、照会してから回答を受領するまでに、最大３か月を要していました。電子照会システム導入後は、金融機関に対してデータによる一括照会が可能となり、照会結果の管理も容易になっております。回答までに要する期間についても平均３日程度となったため、より正確な情報を基にした滞納整理が可能となりました。

○井上弘美 金融機関ごとに書式が違うなど、大変な手間がかかっていたということが分かりました。

また、タイムラグが大きく、差押えにかかったときには残高が変わっていたというケースもあったとお聞きしております。とはいえ、システムの財源は市の予算です。財産調査件数について、過去４年間の実績と今後の推移予測をお聞かせください。

また、調査件数に対し、このシステムのコストをどのように評価しているのか見解をお聞かせください。

○債権管理課長（武市彰史） 過去４年の財産調査件数は、令和３年度が３万 9,843 件、令和４年度が３万 3,453 件、令和５年度が５万 4,404 件、令和６年度が３万 7,926

件となっております。令和7年度は、電子照会システムをこの10月から導入し、約4万9,000件を、また令和8年度は、電子化が通年度化するため、約7万3,000件を見込んでおります。

コストについては、電子化による郵便料金や紙代の削減、紙での照会の際に金融機関に支払っていた照会手数料の削減、また迅速な滞納整理による収納率の向上などが見込まれることから、費用対効果は高いと考えております。

○井上弘美 ご説明いただいた調査件数は、滞納者の数ではなくて、金融機関等に問い合わせた延べ件数ということです。システム導入後は、一括で多くの調査が可能となるため、件数が増えるとのことで、それだけ債権回収の可能性が高くなると理解をいたしました。

では、このシステムに対応していない金融機関への照会はあるのでしょうか。また、あるならばそれは従来の方法で行っているのでしょうか。

○債権管理課長（武市彰史） 金融機関の電子照会システムへの対応割合は、銀行で約8割、生命保険会社で約3割となっており、非対応の金融機関へは、従来どおり紙での照会を行ってまいります。

○井上弘美 生命保険会社ではDX対応が約3割とのことですが、損害保険会社ではほとんど対応が進んでいないそうです。保険会社には資産形成商品が多くありますから、システムへの対応が望まれるところです。

そういった保険での資産保有を知る手がかりが入出金情報になるわけですが、銀行口座ですと、直近3か月の資金移動が開示されるとのことです、大変重要な個人情報です。情報漏えい、不適切利用について対策されていることを教えてください。

○債権管理課長（武市彰史） 電子照会システムは、インターネットとは異なる行政専用のネットワークであるLGWANを通じて接続しており、高度なセキュリティが確保されています。また、滞納者以外の不必要な照会の禁止や適切なデータ管理を定めたマニュアルを作成し、研修を実施するなど、今後とも適切なシステムの運用管理に努めてまいります。

○井上弘美 様々な業務でDX化が推進されていますが、極めてアナログだった預貯金照会業務が、今の質疑を通して大幅な効率アップとなったことが分かりました。引き続き、適切な取扱いと回収業務の推進をお願いいたします。

次は、行政総務課にクラウドPBX、電話交換機ですね、これの導入業務、債務負担行為補正の限度額4,980万円を計上されています。今年度末に現状の交換機の契約

が終了するという事で、新しい交換機の導入に係るシステム開発委託料とのことです。新しく導入されるPBXについて、従来と大きく変わると聞いております。ご説明をお願いいたします。

○総務部次長（小原美紀） 本庁舎の電話交換機、PBXの更新に合わせて、クラウド型のPBXを導入するものです。現在使用している固定電話をスマートフォンに置き換え、本庁舎に勤務する正職員に1人1台配付します。これにより、機動力ある災害対応や業務のDX化等を推進します。

○井上弘美 本庁舎の電話交換機のPBXの更新に合わせて、クラウド型のPBXを導入するということです。新しいPBXの賃貸借契約、保守委託契約やスマートフォンの導入など、従来よりコストアップになるかと思えます。一方で、業務の効率化も期待されます。コストパフォーマンスについての見込み、見解をお聞かせください。

○総務部次長（小原美紀） 試算では、イニシャルコストでおよそ500万円増額、ランニングコストで月額24万円程度の増額を見込んでおりますが、機動力ある災害対応、音声アナウンスや通話録音の導入、出張先でのパソコン利用、レイアウト変更のたびに必要となる配線工事の削減など、コストパフォーマンスは高いものと見込んでおります。

○井上弘美 職員に1人1台スマートフォンが配付されるとのことですが、使用時間は登庁時間に限られるのでしょうか。また、電話以外にどのような機能を持たせるのでしょうか。

○総務部次長（小原美紀） 使用時間は、原則登庁時ですが、持ち出しの使用方法を定めた上で、災害対応や出張先での勤務、テレワークなどに活用します。

電話以外の機能としては、テザリング機能によりポケットWi-Fiのように使用したり、チャットやビデオ通話等の利用を想定しております。

○井上弘美 導入時はチャット、ビデオ通話用のアプリに限定をする、また、現状職務でパソコンを持ち出す場合には、必要に応じてポケットWi-Fiを貸与していたのを、スマホのテザリングが活用できるようになるということです。

では、スマートフォンの紛失リスクや、それからクラウドの使用による情報漏えいのリスク対策をお聞かせください。

○総務部次長（小原美紀） スマートフォンは、集中管理を行い、万が一の紛失、盗

難時には遠隔操作でロックやデータ消去が可能となるよう、調達の仕様に組み込みます。また、スマートフォンの利用、持ち出し等に関するルールづくりを行い、職員研修を行ってまいります。

○井上弘美 了承しました。

では、市民から見て、スマートフォンになることによって変化はあるのでしょうか。また、電話の転送や職員間の内線はどのようになるのでしょうか。

○総務部次長（小原美紀） 市民からかける市役所の電話番号は、これまでどおり 06 から始まる市役所の電話番号です。また、市から市民にお電話する際も、06 から始まる市役所の電話番号が表示されます。また、今までどおり電話の転送や職員間の無料の内線通話も可能です。

○井上弘美 市民サービスに関しては、これまでどおり違和感なく、またクラウド化によるメリットについてもご説明をいただきました。承知いたしました。

その上で、懸念もあります。災害時に機動力が増すとはいえ、固定電話に比べてふくそうに弱く、つながりにくいのではないかと、また停電中の充電についても少し心配です。そして、対策をされているとはいえ、紛失や不正使用のリスクもあります。固定電話を幾らか残すこともお考えかと思うのですけれども、そういった課題に向き合いながら運用を進めていっていただきたいと思います。

この質疑は以上です。

最後になります。消防局予防課にお聞かせいただきたいと思います。

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例について。

今年 2 月に発生した大船渡市の山林火災を契機に、林野火災注意報が創設されたことによる条例改正です。林野火災警報の前段階としての林野火災注意報と認識しておりますが、その違いや活用されるケースについてご説明をお願いしたいと思います。

○予防課長（奥村純人） 林野火災注意報でございますが、前 3 日間の合計降水量が 1 ミリ以下かつ前 30 日間の合計降水量が 30 ミリ以下の場合または前 3 日間の合計降水量が 1 ミリ以下かつ乾燥注意報が発表された場合に、屋外における火の使用制限の努力義務を課すものでございます。一方で、林野火災警報は、林野火災注意報の発令要件に加えまして、強風注意報が発表された場合、屋外における火の使用制限の義務を課すものでございまして、違反者には罰則がございます。

○井上弘美 林野火災警報は、違反者への罰則があり、今回創設の林野火災注意報は、実効性があるものと認識いたしました。

林野火災の注意報や警報に関して、豊中市内に対象区域はあるのでしょうか。

○予防課長（奥村純人） 林野火災に関する注意報や警報の対象となる区域は、豊中市にはございません。消防事務を受託しております能勢町全域が対象区域となります。

○井上弘美 実際は、能勢町に対してのことで、豊中市に発令されることはないわけですが、能勢町域に対して注意報が発令された場合、こういった周知や対応をされるのか教えてください。

○予防課長（奥村純人） 林野火災注意報等が発令された場合、能勢町役場の所管課と本市北消防署能勢町分署が連携いたしまして、車両による巡回広報、ホームページやSNSなどを活用した周知を検討しておりまして、これらにより、屋外における火の使用制限の徹底、林野火災の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○井上弘美 近年は、気候変動の影響もあって、乾燥や強風が一気に火災を広げる、そういった傾向です。豊中市内に対象区域はないとのことですが、林野火災注意報等を適切に運用し、住民の方をはじめ、例えばキャンプで訪れる方々のご協力を得て、発生防止に努めていただきたいと思います。

私の質疑は以上です。